

「介護分野における外国人労働者について」

1. 外国人介護人材の受け入れの仕組み

・EPA 介護福祉士候補者（4年）、介護福祉士（期限なし）

国家間の取り決めに基づく制度の為、公益社団法人国際厚生事業団（JICWELS）によるマッチングが必要。対象国はベトナム、フィリピン、インドネシアのみ。在留資格は「特定活動（EPA 介護福祉士候補者）」。

・在留資格「介護」（期限なし）

介護福祉士を取得し、介護福祉士として就労することが要件。留学生として養成施設を卒業した者に猶予期間の特例有。他の資格からの移行が可能。

・技能実習生「介護」（最長5年）

介護分野についてはほとんどが「団体管理型」。管理団体による就労型実習で介護技術の移転を目的とする建付けのため、そのままであれば終了後帰国が原則。介護福祉士取得や技能実習2号の修了等により特定技能や在留資格「介護」へ移行も可能。

・特定技能「介護」1号（5年）

介護分野では、技能水準については「介護技能評価試験」に合格。日本語能力水準については「日本語基礎テスト」又は「N4」以上に加え、「介護日本語評価試験」の合格が必要。介護分野の技能実習2号修了者やEPA介護福祉士候補者として4年満了した者で一定の条件を満たした者は試験免除。

・その他・・・身分系資格、資格外活動許可、特定活動他

2. 生活と仕事について

- ・給与、勤務時間等の労働条件は日本人職員と同等でなければならない。
- ・役所や銀行の手続き等生活の支援が必要。
- ・日本語と国家資格の学習支援が必要。(支援計画に基づく)

3. ベトナム人労働者との質疑応答

(EPA 介護福祉士候補者・特定技能 (介護))